

お知らせ information

お知らせ

個人住民税における 特別徴収義務者を 一斉指定します

県中地区管内12市町村と福島県県中地方振興局では、個人住民税の特別徴収を推進するため、平成28年度から法令の要件に該当するすべての事業主(給与支払者)の皆さんを特別徴収義務者として一斉に指定します。

特別徴収義務者に指定されると、従業員に支払う毎月の給与から個人住民税を特別徴収(差し引き)し、各市町村に納入していただく

ようになります。

従業員の方々にとっては「12回での分割納付となるため1回当たりの納付額が少なくて済む」「納期ごとに金融機関に向いて納税する手間が省ける」など、大変便利な制度です。

指定の対象となる事業主の皆さんへは、平成27年11月までに特別徴収義務者への指定予告書を送付しますので、ご了承をお願いいたします。

なお平成27年度から特別徴収義務者に指定することも可能ですので、ご検討をお願いいたします。

☎ 7216932

郡山税務署から 確定申告のお知らせ

郡山税務署の申告書作成会場は、南東北総合卸センターです。郡山税務署には申告書作成会場は設置していませんのでご注意ください。

◆開設期間

2月2日(月)から3月16日(月)まで

◆開設時間

午前9時30分から午後4時まで

※土・日・祝日は開設していません。

会場では「手引き」や「パソコン」を利用して、ご自分で申告書などの書類を作成していただいています。

☎ 郡山税務署
024193212041

相続税の基礎控除額が 引き下げられます

平成27年1月1日以後の相続または遺贈に関する相続税については、基礎控除の額が引き下げられ、次のとおり変更されました。

〈改正前〉

5,000万円+(1,000万円×法定相続人の数)

〈改正後〉

3,000万円+(600万円

×法定相続人の数)

※亡くなられた人から相続などによって財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が相続税の基礎控除額を超える場合、財産を取得した人は相続税の申告が必要となります。また相続税の申告が必要な場合には、相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内に申告と納税が必要となります。

☎ 郡山税務署資産課税第一部門
024193212041

※税務署での面接による個別相談を希望される方は、あらかじめ電話などで予約してからお越しください。

郡中地方振興局税務部から自動車税のお知らせ
お忘れではありませんか
3月31日までに
運輸支局へ登録を

自動車税は、毎年4月1日(午前0時)現在で運輸支

局の登録名義人である所有者(割賦販売による購入の場合)は使用者が、5月31日までに納めることになっています。(平成27年度の納期限は、6月1日(月)です)

〈自動車税トラブル防止3カ条〉

◆その1
抹消などの手続きは、3月31日までに運輸支局で行いましょう。

自動車を譲渡したり、下取りに出したり、廃車したりしたときは必ず運輸支局で3月31日までに登録しましょう。3月31日までに登録手続きが終了しないと自動車税が課税されます。

◆その2

転居したら、車検証の住所変更を運輸支局で登録しましょう。

住民票を異動しても車検証の住所は変わりません。運輸支局に登録しましょう。やむを得ず手続きができないときは、県中地方振興局税務部にご連絡ください。